

町には県から委託を受けた身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が各3名ずつ配置されています。相談員は、町や民生委員、福祉事務所等、関係機関との連携を図りながら身近な町民の相談に応じています。

相談員には守秘義務があり、相談内容については決して外部にもらすことはありませんので、何かお困りのことや心配なことがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

### ●身体障がい者相談員

身体に障がいのある人の日常生活における相談等に依っています。

- ・池田 豊 ☎66 4 7 0 1
- ☎66 上野芳明 ☎66 4 0 3 4
- ☎66 斉藤 香 FAX 020 (4624) 6641

※聴覚障がいの方は斉藤相談員にFAXでご相談ください。

### ●知的障がい者相談員

知的に障がいのある人の日常生活における相談等に依っています。

- ・佐藤浩民 ☎66 6 9 1 4
- ☎66 野沢トヨ子 ☎66 6 3 9 9
- ☎66 川島松雄 ☎66 5 3 0 8

#### ▼問い合わせ先＝

健康福祉課 社会福祉係 ☎66 9 1 2 8 FAX 66 7 4 9 3

Eメール：kenkou01@town.kaminokawa.tochigi.jp

## 特定疾患患者への見舞金

町では特定疾患の治療を受けている人に、見舞金を支給しています。

#### ▼対象者＝

一般特定疾患医療受給者証、又は小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている本人、又はその保護者。

#### ▼見舞金＝年額2万円

#### ▼申請期間＝

- ・9月支給の場合  
4月から8月に申請された人
- ・3月支給の場合  
9月から3月に申請された人

#### ▼申請に必要なもの＝

印かん、特定疾患受給者証受診券のコピー、通帳等

#### ▼問い合わせ先＝

健康福祉課 社会福祉係  
☎66 9 1 2 8 FAX 66 7 4 9 3

## 『こども発達支援センターこばと園』 学童療育がはじまりました！

未就学の子どもたちを対象としていたこども発達支援センターこばと園が、4月から小学生を対象にした学童の療育も開始しました。

言葉が遅い、落ち着きがない、気持ちのコントロールができない、こだわりがある、友だちとの関わりが苦手など、発達に心配のあるお子さんが通園し療育を受ける機関です。

学校終了後に通園し、一人1時間10分の個別療育になります。

言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士、音楽療法士など専門スタッフの指導も受けられます。

詳しくお知りになりたい人は、お問い合わせください。

#### ▼問い合わせ先＝

下野市こども発達支援センターこばと園

☎・FAX 66 7 8 3

健康福祉課 社会福祉係

☎66 9 1 2 8 FAX 66 7 4 9 3